

厚生委員会 平成30年2月15日(木) 13:30~

<議題>

- |  |                |
|--|----------------|
| (1) 環境保全及び清掃に関する調査について   | 【所管事務調査】       |
| (2) 高齢者・障害者福祉及び介護保険制度に関する調査について                                | 【所管事務調査】       |
| (3) 疾病の予防と対策に関する調査について   | 【所管事務調査】       |
| (4) 子育て支援に関する調査について  | 【所管事務調査】       |
| (5) 第七期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(原案)に対する<br>パブリックコメントの結果について       | 【理事者報告】        |
| (6) 第五期帯広市障害福祉計画(原案)に対するパブリックコメントの結果について                       | 【理事者報告】        |
| (7) 第二期けんこう帯広21改訂版(原案)に対するパブリックコメントの結果について                     | 【理事者報告】        |
| (8) 帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する<br>基準等を定める条例等の一部改正(素案)について | 【理事者報告】        |
| (9) 帯広市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める<br>条例の制定(素案)について         | 【理事者報告】        |
| (10) 国民健康保険の都道府県化について  | 【質問通告: 播磨和宏委員】 |

<会派委員としての質疑要旨>

## 帯広市公害防止センター

公害の監視や指導などの機能を集約した拠点として1983年に建設。鉄筋コンクリート造平屋、延べ床面積256平方メートル。大気や河川水質、騒音などの測定機器が置かれ、2005年度まで職員が常駐して業務に当たり、帯広市の大気汚染の観測を続けていました。昨年12月に地元新聞に掲載された帯広市公害防止センター廃止検討という報道があり、この間の経過、今後の施設と環境に対する監視体制について、この間の経過について質しました。

Q 帯広市公害防止センター設置から現在に至る経過は？

A 公害の監視、調査、測定、分析、規制及び指導を行い、公害の防止に関係する各機関及び団体との連絡調整を密にし、もって市民の健康を保護するとともに快適な生活環境を保全することを目的に昭和58年に設置された。

高度経済成長期にはさまざまな公害が問題となったが、工場や事業所に対する規制の強化により、環境は大幅に改善されたことから、環境基準への適合など、一定の役割を果たしたと判断し、直営体制での監視、測定から民間の業務委託へと移行し、現在センターでの測定は自動測定機による大気中の窒素酸化物のみとなっている。

Q 公共施設マネジメント計画も策定され、公共施設の整理も進めて行かなくてはならない背景もあるが、状況について伺う

A 施設機能の大部分が民間への業務委託に移行していることから、施設の廃止に向けて検討をしている。廃止にあたっては、廃止後の利活用を含め、さまざまな課題があることから、現在、公共施設マネジメントをふまえ、総合的に検討を進めている。

Q もう少し詳しく検討内容を。どのような選択肢が考えられ、どのようなシミュレーションがされているのか。また、課題は何か？

A 選択肢として、更地にして売却するほか、建物を活かした形での市の別事業への転用、民間への譲渡などが考えられる。いずれにしても、国の建設補助金の扱いや、解体コスト、財産の売払収入などの関係も含め、公マネの趣旨を踏まえつつ、総合的判断が必要である。

Q 現在のこの事業に関わる年間事業費は？この部分を削減していくことも求められているのか。今後の事業の見通しについて伺う

A 公害防止センターに掛かる経費は、平成29年度予算で、センターの警備委託490千円、光熱費180千円など、合計680千円となっている。また、センターにおける大気監視測定に掛かる経費は、システムの賃借料919千円、データ解析委託778千円など、合計1,819千円となっている。センター機能見直しにおいて、限られた財源の中、コストの視点ももちながら適切な監視体制のあり方を検討していく。

Q 帯広市の環境を監視し、守る役割を担っていたこのセンターだが、直営から委託へ。時代と共に変化してきた。そして施設も廃止に向けて検討中とのこと。現在、市内の一般環境大気測定局は、本市の測定局1地点（公害防止センター）において自動測定機による大気汚染の常時監視を行っている。帯広市が測定している大気汚染物質は、このセンターだけで測定しているため、廃止後の測定・監視はどこでカバーしていくのか？

環境を守ることは市民の健康と命を守ることに他ならない。廃止されることで市民に不利益があってはならない。その点について心配はないか確認させていただきたい。

A 過去にみられた硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染の心配が少なくなった一方で、PM2.5による越境汚染など、新たな問題も顕在化してきていることから、平成28年度よりPM2.5の監視体制を整備するなどの対応をしてきた。また、センターの測定局としての機能を廃止した場合でも、外部委託などにより対応は可能と考えている。今後も、時代や実情に応じた適切な監視体制の維持が必要と考えており、引き続き本市の住み良い環境を守り、市民が安心して生活できるよう、適切に監視・測定を行っていく。

ヘルプマーク

2012年から東京で配布が始まり、札幌では2017年10月より配布されており、19都道府県で配布されている。

北海道の取り組み開始に伴い、帯広市でも1月4日の配付開始以来、2月14日までに167枚を配付している。

取組スタートは喜ばしい事ではあるが、問題は本来のヘルプマークの主旨とは異なる、もっと言えば反するとも思われる申請書への記入を求める北海道の制度設計が背景にあり、市も北海道のガイドラインに従った方法でヘルプマーク配布を進めていることと考えています。1/15の委員会以降、ヘルプマークを希望される方、ヘルプマークを受け取った方々からお話を伺った。個人情報を入力しなくてはヘルプマークをもらえないこと。つまり望まないカミングアウトを強いられたことに、大変憤りを感じると訴えられていた。当事者の声を受け、北海道難病連では、1月末に北海道に対して抗議を申し立てています。

このような当事者の気持ち、そして患者会の動きも市は把握していました。

2月13日に十勝総合振興局から通知があり、ヘルプマークの取り組みを進める上で、配付を希望する方がより利用しやすくなるよう、所要の見直しを行ったとのことであり、配付ガイドラインから申込書の記載が削除されたところ。今後は、通知に沿った対応をしていきたいと考えている。と答弁。翌日より申請書は廃止、市HPも修正されています。

## 障がい者差別解消法施行から今日までの取り組み状況について

合理的配慮とは、障害のある方々の人権が障害のない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせておこなわれる配慮のことです。

2016年4月に施行された「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」により、この合理的配慮を可能な限り提供することが、行政・学校・企業などの事業者に求められることとなりました。

解消法の第7条及び第9条には「**社会的障壁の除去の実施**」について必要かつ合理的な配慮をしなければならない（事業者には、するように努めなければならない）とあります。「社会的障壁」とは、障害者が日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念などです。

たとえば街中での移動を妨げる階段や交通機関、利用しにくい制度、障害者の存在を考慮していない規則や慣習、そして障害者への偏見や差別意識です。解消法では、こうしたものを背景にした「不当な差別的取扱い」について、行政機関等や事業者に対して禁止としています。法施行から2年が経過しようとしている中、この間の取り組みについて質しました。

Q 施行前には職員対応に関しての取り組みなどあったが、この間の取り組みについて

A 職員対応要領については、毎年、新任課長職と新規採用職員を対象とする研修を実施し、各課において適切に対応できるよう取り組んでいるところ。平成 28 年度に実施した市職員の採用試験の際に、難聴の方から要望があり、筆談により試験の説明等を行っている。庁舎管理面では、来庁された歩行困難な方から要望を受け、本庁舎 1 階西口玄関にシルバーカート 1 台を配置したほか、歩きながらスマートフォンなどを操作している人に危険性を呼びかける庁内放送を行っている。手話言語条例を推進する観点から、市の文化賞、スポーツ賞の表彰式や、新年交礼会、成人のつどいなどに手話通訳者を派遣しているほか、市職員が率先して手話を理解するため、平成 28 年度から 3 年計画で全職員が基礎的な研修を受講するよう取り組んでいる。また、民間のショッピング施設に身障用駐車場を設けてほしいという要望を受け、施設管理者に伝えたところ、駐車場が実現したことがある。

Q 課題と求められることをどのように認識しているか

A 課題としては、合理的配慮の提供を求める意思表示があった場合、過重な負担でない限り、配慮しなければならないとしているが、この「過重な負担」について適切に判断できるような事例を積み重ねていくことが必要と考えている。

合理的配慮を提供する側の負担が大き過ぎることのないようにということも含めて、合理的配慮の不提供だったかどうかを判断していくのですが、当事者の意思の表明がある前に出来ることがあるのではないのでしょうか？

例えば、視覚に障害がある人に対して、職員の名刺の文字を大きくする、点字を入れる、必要な方には個人あての案内送付物に点字を打つ、印刷物に音声案内に繋がるQRコードを入れる、見やすい色に工夫するなど、そういった配慮も大変重要と考えます。

スロープに関していえば、折り畳みのものがあるし、施設に常設している車椅子のブレーキが甘くないか？パンクしていないか？タイヤの空気が少なくなっていないか？座面に汚れがついていないか？などは日常の中でほんの少しの時間でチェック可能な事ではないでしょうか。

ちょっとした手すりや杖のホルダーもあったら嬉しい気づかいです。

『これだけやればいい』という対応の基準はない。

指摘や要望が無いからではなく、こちらから気づき動くことで社会全体のバリアが低くなっていくのだと思います。

また、配慮を求められた際に避けるべき言葉についても質しました。

「先例がありません」→先例がないことは理由にならない

「特別扱いできません」→障害の有無に関わらず、同じ事ができる状況に整えることが目的

「もし何かあったら」→漠然としたリスクは断る理由にはならない。リスク低減のためにどのような対応ができるかなど具体的な検討が必要

つまり、思考停止にならず、考えを尽くすことに尽きるのだと考えます。

「負担が過度かどうかは客観的、具体的にでなければならず、配慮を求める障害者に丁寧に説明しなければならない。『大変だから』といった一般的、抽象的な判断であってはならない」

障害の種別や程度は多様で、何が配慮かは一律に決められないのも事実。当事者間で探っていくほかはない訳です。

まだまだ課題も多々ありますが、意識の部分では変化が起きているのを感じています。特に行政機関の職員や事業者の意識の変化は大きく、また、障害者差別に対する関心の高まりも実感します。これはやはり法律ができたことによるものでしょう。今後も課題整理をしながら社会的障壁と合理的配慮に関する相互理解を深めて取り組みが広がっていくことを期待し、そのための市の発信、そして行動することを求めました。

## 第7期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

高齢化、高齢者世帯、単身世帯の増加、要介護者の増加等といった社会的変化から、空き家も増加しており、帯広市では住生活基本計画を策定し、住宅ストック活用による住環境づくりにおいて空き家対策を明記。空き家等対策計画も策定されています。新年からの7期計画（案）の中での「空き家」の位置づけについて質しました。

Q「空き家」とはどのような状況の家なのか伺う

A いろいろなサービスを組合せても在宅での生活が難しくなってきた時など、今後の住まいに関する相談支援を行ってきており、持ち家に住む人がいなくなり空き家となる住宅についてどうしたら良いかといった相談もある。空き家の状態については、築年数はさまざまであることから、住宅ストックとして活用できるものか、老朽化により処分を考える必要があるのかさまざまであることと考える。空き家等対策計画を策定している関係部課と連携し相談対応を行うという意味で記載している。

Q 多様な住まいとは、施設サービスか？在宅ではないか？

A サービス付き高齢者向け住宅などは賃貸住宅の位置付けで在宅とされているが、帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においては、従来より在宅以外の多様な住まいとして施設サービスに位置付けている。

Q 空き家の利活用とは、通い事業所やGHや高齢者下宿に利活用という意味なのか？

A 空き家等を含めた住まいに関する相談があった場合に、帯広市空き家等対策計画を策定している関係部課と連携を図り、情報提供を行っていくという意味で記載した。

Q 情報提供というならば納得できる。では、「施設サービス」の節に明記することに違和感はないか？

A 在宅以外の多様な住まいに関する相談であることから、施設サービスに位置付けている。

Q 建設委員会の議論の中で、多様な住まいも高齢者の住まいとすることで、早めの住み替え

が促され、可能な限り住み慣れた地域で済み続けることが実現するのではないか。

7期高齢者福祉・会保険事業計画が住宅基本計画との整合性をと記すことを否定するものではないが、記載の仕方に違和感を覚える。

多様な住まいの普及の推進の項目に記載されていると、空き家の利活用を施設に転用推進するという意味にも取られる可能性がないか。

住まいに関する相談対応において情報提供を行うという意味であれば、新たに項目を起こすなど検討が必要ではないか。

A 空き家等含めた住まいに関する相談対応について記載していることから、多様な住まいの普及の推進の中で述べるのではなく、住まいに関する相談支援という項目を起こしてその中に記載していきたい。

住生活基本計画の中で「地域性を活かした住環境づくり」の展開方向として

「住み替えの推進」「住み替え促進のしくみづくり」とあります。

住み慣れた家に住み続けることに不安を抱き、住み替えを考えた時に、さてこの家をどうしたものかと悩む。リバース・モーゲージの制度もなくはないが地方ではなかなか厳しい。住み慣れた自宅が足かせになり住み替えをためらっている方、ギリギリまで悩み頑張っ、身の回りのものだけを持ち新たな住まいに移り、その後の空き家の取り扱いに悩むご本人やご家族も多い。住み替えと空き家対策はセットであると考えことから、住まいについて、また介護相談対応を行う際には、早めの住み替えについて啓発を行うことも重要と考える。その点についても記載することを求めました。

## 健康推進に向けての発信について

健康診査や各種がん検診については、受診率向上のための周知啓発など様々な取組みが行われてきましたが、今後予定している健康推進の周知啓発の方法について質しました。

市は、これまで健康診査や各種がん検診については、通年受けられる体制づくりや、国の無料クーポン事業を活用した子宮がん、乳がん、大腸がんの個別通知、子育て中でも受けやすい託児付き検診、乳幼児健診会場での周知、ピンクリボンキャンペーンにおける医療機関が土日に行うがん検診、薬局での周知、若い世代を対象とした乳がん子宮がんの健康教育、民間企業や団体と連携した健康講座やイベント等などで、検診を受けることの意味や大切さを周知啓発してきたことにより、受診率は徐々に上がってきている。今後は、職場などでがん検診を受ける機会がない人など多くの人に情報を届けることが重要であり、ひとつの方法として、市の共通封筒に「市のがん検診は、社会保険の方も受けられます」という広告を掲載する予定。

また、検診の受診率のみならず、がんで亡くなる人を減らすという観点から、検診で要精密検査となった方への保健指導を行うほか、がんの原因として大きなリスク要因を占める

喫煙や感染症（ピロリ菌、肝炎ウィルス）について、地区担当保健師による地域での健康教育などの周知啓発により、がん予防への理解をすすめるとともに、働いていても検診や精密検査、治療などが受けやすい環境づくりに向け情報発信していくと答弁しました。

また、病後や術後のケア、社会参加に向けてのハードルもさまざま。癌や事故などにより消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部（ストーマ（人工肛門・人工膀胱））を造設した方（オストメイト）。乳がんのため乳房摘出手術をされた方、胃ろうなど造設されている方など、社会復帰され、日常生活を普通に過ごされている方から、手術前のように温泉や銭湯に気軽に利用できないとお声を寄せて頂いている。

以前、佐々木直美議員から、バスタイムカバーについての質疑があった。

乳がん摘出手術後の傷跡が人目に触れないよう開発された入浴着「バスタイムカバー」について、がん患者の生活の質の向上を整える観点からも、事業者へ理解促進を図るため、関係機関や患者会とも連携して取組んでいきたいと考えているとのことであったが、その後の経過について質しました。

市は、入浴着を利用する方への配慮を求める通知が、平成 21 年 3 月 30 日付で北海道から公衆浴場組合やホテル・旅館業組合などを通じて各事業者へ周知されているほか、平成 27 年 2 月 12 日に改正された厚生労働省が定める「浴場業の振興指針」においても人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者及び入浴着を着用した乳がん患者等への配慮と、正しい認識、適切な対処が事業者へ求められていることを受け、昨年 10 月 26 日の浴場を対象とした会議で、北海道で作成したポスターなどを資料として事業者へ説明を行った。その後、浴場の状況を個別に伺ったところ、ポスター掲示を検討する浴場や、すでに人工肛門の装具を装着している方への配慮がされている浴場もある一方で、「傷跡を気にせず入浴するよう声をかけている」という浴場や、「他の利用者の理解を得るのは難しい」などといった反応があり、浴場における対応の統一は現段階では難しい状況。今後も引き続き周知啓発に努めて行くことと、入浴着に関しては、がんや他の病気によって公衆浴場の利用が制限されることがなく、手術の跡があっても気兼ねなく入浴していただける環境が望ましいと考えており、入浴着の目的は見られる側だけでなく、見る側へも配慮するものであることや衛生上の問題がないことの周知を継続し、入浴着の理解促進に取り組んでいる当事者団体と情報共有・連携して周知啓発に努めていくと答弁がありました。